

ひかり幼稚園父母の会 役員選出に関する細則

第1条 この細則は、ひかり幼稚園父母の会規約第5条により、役員を選出等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員の人数については園と相談し、役員の選出方法についてはクラス懇談会等で話し合い、役員会で協議し決定する。
奈私幼の本部・地区役については、自薦・他薦で募り、園と協議し決定する。

【免除対象者】

- ・役員経験者
- ・未入园児がいる方
- ・妊婦（役員選出時にわかっている方）
- ・フルタイムでお勤めの方
- ・持病をお持ちの方
- ・他校にて本部役員が内定している方

※但し、免除対象者であっても本人が認め本人の責任において、
またクラスが認める場合は、役員への立候補・推薦を妨げない。

第3条 役員交代については、園が必要と認めた場合、欠員が出たクラスで話し合いをもって決定し、本部役員に欠員が出た場合は、役員会で話し合った上決定する。

第4条 この細則については、規約に反しない限り、必要があれば役員会において変更または新たに定めることができる。但し、それを次期総会で報告し、承認を得なければならない。

附 則 この細則は、平成31年4月24日より実施する。